

監査等委員会設置会社への移行と取締役会改革

高木 弘明

目 次

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. はじめに | 4. 指名委員会等設置会社を選択した会社の理由 |
| 2. 監査等委員会設置会社制度の趣旨 | 5. 監査役会設置会社における取締役会の改革 |
| 3. 監査等委員会設置会社へ移行した会社とその意図 | 6. 終わりに |

監査等委員会設置会社へ移行した会社の移行理由としては、取締役会による監督機能の強化や取締役会の決定の迅速化が挙げられることが多い。もっとも、これらと同じ問題意識を持ちつつ指名委員会等設置会社に移行する会社や監査役会設置会社のままで取締役会を改革することにより同じ目的を達成しようとする会社もみられる。いずれも、取締役会の在り方として目指している姿は実質的に大きく異なるものではない。

1. はじめに

平成26年会社法改正により、従前設けられていた監査役会設置会社及び指名委員会等設置会社とは別の第三の機関設計として、監査等委員会設置会社制度が設けられた。

監査等委員会設置会社に移行する会社は、平成26年会社法改正の施行直後から着々と増加している。上場企業のうち移行を公表した会社数は、2015年6月末日時点では189社であったが、16

年5月末日時点で675社に上っている。近い将来、1,000社以上が監査等委員会設置会社を選択することが想定される。

また、コーポレートガバナンス・コードで求められている取締役会評価を実施するに際して、現在の機関設計が自社にとって最も望ましいものといえるかについて改めて検討している会社も少なくない。

本稿では、監査等委員会設置会社制度が設けられた背景及び趣旨を改めて検討した上で、同制度



高木 弘明 (たかぎ ひろあき)

西村あさひ法律事務所 弁護士。2001年東京大学法学部卒業。02年弁護士登録（第一東京弁護士会）、西村総合法律事務所（現・西村あさひ法律事務所）入所。05年早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常勤講師、08年米国シカゴ大学ロースクール修了（LL.M.）。09年米国NY州弁護士登録。09年から13年まで法務省民事局（平成26年会社法改正の立案を担当）。16年学習院大学法科大学院特別招聘教授。主な著書に『監査等委員会設置会社のフレームワークと運営実務』（商事法務、15年）等がある。